

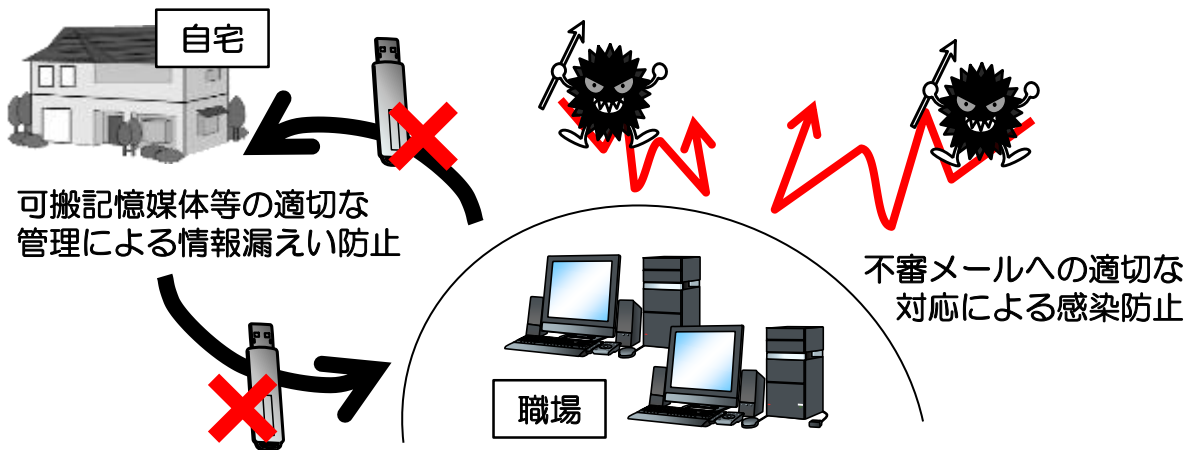
## ④ 情報保証

### 1 情報保証の必要性等

#### (1) 情報保証の意義

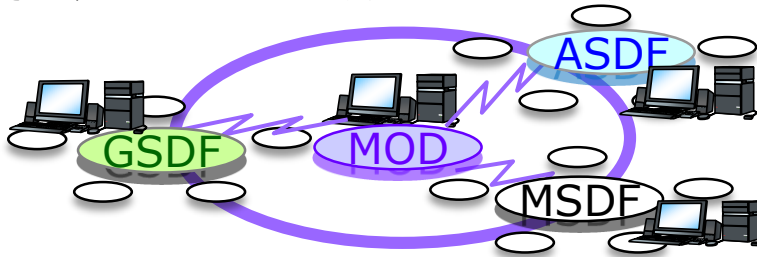
情報保証とは、パソコン等の情報システム及び同システムにおいて取り扱われるデータを適切に管理し、正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持することです。

コンピュータ・ウイルスの感染や可搬記憶媒体の紛失は運用中断や情報漏えいなどを引き起こし、任務遂行の阻害要因となり得ます。



#### (2) 情報保証の必要性

情報保証は、指揮中枢と各自衛隊の司令部や部隊との間の円滑な指揮統制等を維持するという観点から、必要不可欠なものです。



#### 業務用データについて

##### ○ 業務用データとは

- ・ 職員が職務上作成し（作成中も含む。）、又は取得したデータであって、当該データに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号の規定に基づき行う開示又は不開示の処分に係る審査基準を適用した場合、**不開示情報に該当する情報が含まれるもの**をいう。
- ・ 業務用データには、次に掲げるものが含まれます。

- ① 秘密電子計算機情報
- ② 特定秘密電磁的記録
- ③ 特別防衛秘密電子計算機情報
- ④ 注意電子計算機情報
- ⑤ 個人情報電磁的記録

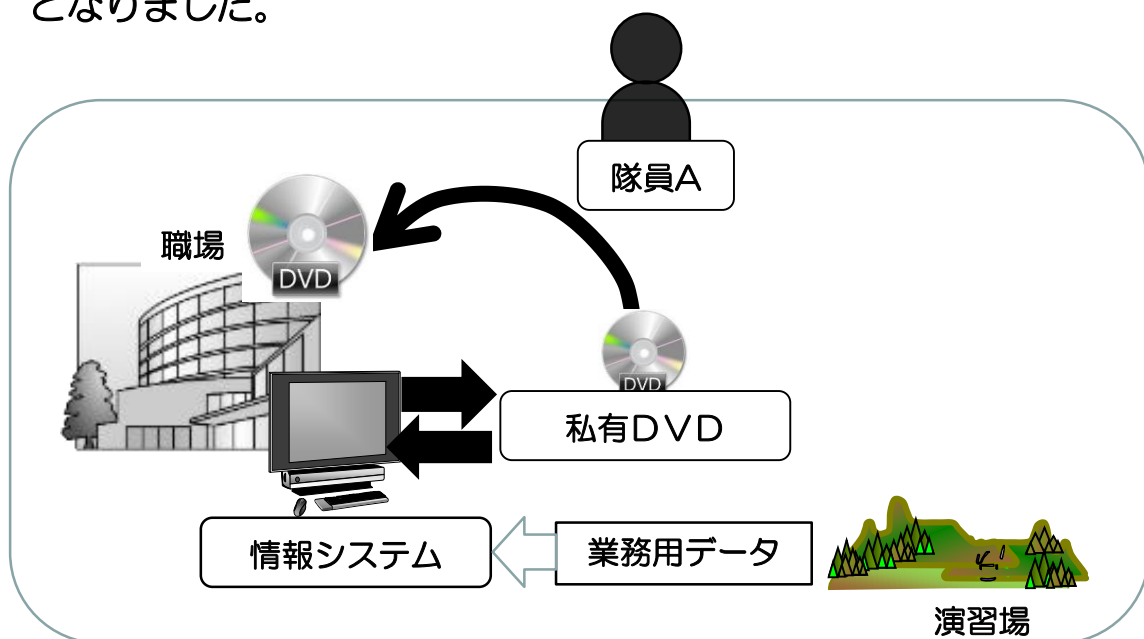
## ④ 情報保証

### 2 過去の違反事例

#### 事例1：業務用データを私有可搬記憶媒体に保存

##### 【概要】

隊員Aは、演習場で記録した業務用データを職場の情報システムを使用して、私有可搬記憶媒体（書込可能DVDメディア）に保存した後、そのDVDを事務所に保管しました。隊員Aは、懲戒処分（停職5日）となりました。



##### 【問題となる事象及び該当法令等】

| 問題となる事象   | 該当法令等                            |
|---|----------------------------------|
| ○私有可搬記憶媒体を防衛省の情報システムで使用（接続）<br>○私有可搬記憶媒体で業務用データを取扱い（保存） | 情報保証に関する訓令第45条<br>（私有可搬記憶媒体の取扱い） |

## ④ 情報保証

### 事例2：可搬記憶媒体（USBメモリ）の紛失

#### 【概要】

隊員Bは、訓練中、業務用データが保存された可搬記憶媒体（USBメモリ）を持ち出し、隊員Cに使用させていたところ、隊員Cは、机の上に置き忘れたまま帰宅しました。

翌日出勤した隊員Cは、USBメモリの紛失に気がきました。捜索が行われましたが発見に至らず、USBメモリ内の業務用データが漏えいするおそれが生じました。

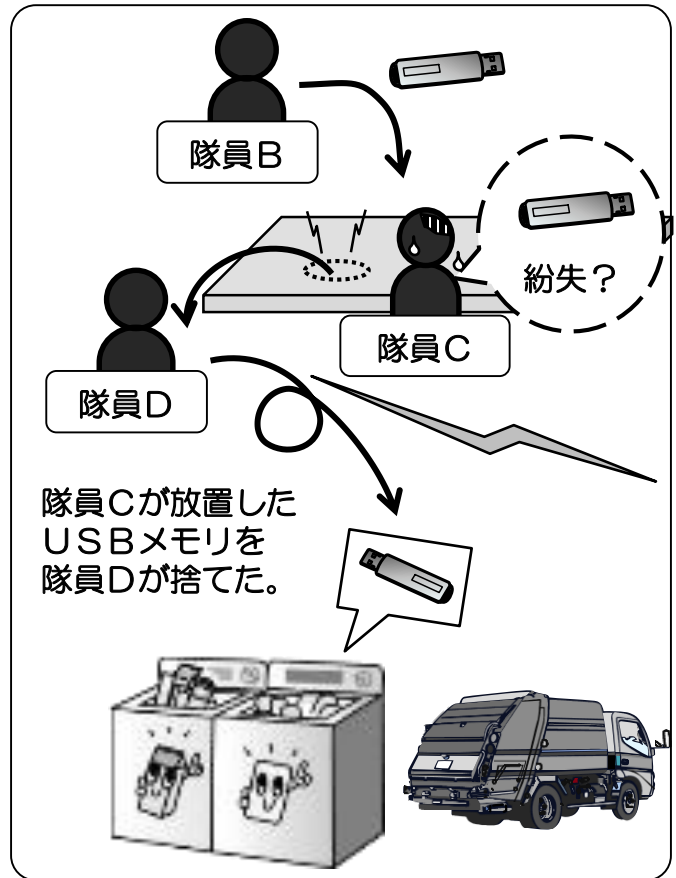
このため、隊員B及び隊員Cは、懲戒処分等（戒告、訓戒）となりました。

なお、この懲戒処分等後、同じ職場の隊員DがUSBメモリをゴミ箱に捨てたことを自供しました。

このため、隊員Dは、別件も含めて懲戒処分（停職）となりました。

#### 【問題となる事象及び該当法令等】

| 問題となる事象  | 該当法令等   |
|--|---|
| <u>USBメモリ使用后、所定の保管場所へ未返却<br/>使用者が申請せずUSBメモリを使用</u> | 情報保証に関する訓令第43条（可搬記憶媒体の管理）<br>情報保証に関する訓令の運用について（通達）<br>第7 防衛省の可搬記憶媒体に係る対策について（第4章関係） |
| <u>USBメモリの不法廃棄</u>                                 | 自衛隊法第59条<br>（秘密を守る義務）   |



## ④ 情報保証

### 3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

関係規則等に定められた事項の不履行は、不祥事の原因となり得るため、関係規則等に定められた以下の事項を確実に実施することが必要です。

#### (1) 業務目的外の使用禁止

業務目的以外で防衛省の情報システムを使用してはなりません。

#### (2) 関係法令等に定められた事項の確実な実施

ア コンピュータ・ウイルスへの対策その他必要な措置（情報保証に関する訓令第33条）

イ 可搬記憶媒体の集中保管及び確実な使用手続（訓令第43条）

ウ 職場等への私有パソコンの持ち込み禁止及び私有パソコンでの業務用データの取扱い禁止（訓令第44条）

（ア）訓令第44条に規定する私有パソコンとは、各種ソフトウェアを用い、画面の大きさや液晶キーボードを備えるなどの操作性の高さから、資料作成を容易に行うことができる多用途なコンピュータであって、防衛省が管理していないものをいいます。

（イ）スマートフォン等については、（ア）で示したとおり、パソコンに該当するか否かの判断は、操作性の高さから資料作成を容易に行うことができるかどうかによるため、スマートフォン等がパソコンに該当するか否かの判断は、「スマートフォン等について（整備計画局情報通信課サイバーセキュリティ政策室。29.10.3）」に示す次の着眼点から総合的に判断する必要があります。

○ 資料作成が容易な画面サイズか（例：タブレット端末）

○ 大型のフルサイズキーボード（両手打ちできるサイズ）があるか

○ デスクトップ型・ノート型パソコンで使用されるOSを使用しているか

○ その他機能により資料作成が容易か

エ 防衛省の情報システムでの私有可搬記憶媒体の使用禁止及び私有可搬記憶媒体での業務用データの取扱い禁止（訓令第45条）

#### (3) 関係法令等の遵守意識の醸成

職員の規則等の遵守意識の欠如は、違反行為に至る原因となり得るものです。このため、情報保証の必要性、関係法令等についての教育などにより、法令等の遵守意識を醸成していくことが必要です。